

# 鹿 児 島 県 公 報

平成26年 9 月 5 日（金）第3040号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 1
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 2
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（2件）（水産振興課取扱い） 2
- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定（水産振興課取扱い） 3
- 県営土地改良事業の計画の変更（農地整備課取扱い） 3
- 団体営土地改良事業に係る換地処分（農地整備課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 3

### 公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（商工政策課取扱い） 4
- 一般競争入札公告（会計課取扱い） 4

### 人 事 委 員 会 規 則

- 委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（※）（職員課取扱い） 7

## 告 示

### 鹿児島県告示第895号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年 9 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
指宿温泉病院	指宿市西方1050番地	医療法人聖仁会	指宿市西方1050番地	牧角 浩史	平成26年8月31日	短期入所療養介護

### 鹿児島県告示第896号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年 9 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		

指宿温泉病院	指宿市西方1050 番地	医療法人聖仁会	指宿市西方1050 番地	牧角 浩史	平成26年 8月31日	介護予防 短期入所 療養介護
--------	-----------------	---------	-----------------	-------	----------------	----------------------

**鹿児島県告示第897号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年 9 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
医療法人玉昌会	鹿児島市堀江町5番1号	訪問看護ステーションまむ	始良市加治木町反土2156番地5	平成26年 9月1日	育成医療・更生医療

**鹿児島県告示第898号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成26年 9 月 5 日から同月20日まで北さつま漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成26年 9 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名  
出水市荘3674番地4 森枝眞澄  
出水市高尾野町江内6044番地9 中野信幸  
出水市明神町2700番地42 川元秀樹
- 2 加入区  
出水加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
北さつま漁業協同組合

**鹿児島県告示第899号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成26年 9 月 5 日から同月20日まで瀬戸内漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成26年 9 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名  
大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西9番地7 永田正己  
大島郡瀬戸内町大字古仁屋242番地 池田啓男  
大島郡瀬戸内町大字古仁屋字春日10番地7 三島茂尚
- 2 加入区  
瀬戸内加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

瀬戸内漁業協同組合

**鹿児島県告示第900号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成26年9月5日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成16年8月24日鹿児島県告示第1533号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）は、廃止する。

平成26年 9 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域	区 分
いちき串木野市島平区域 （串木野市島平漁業協同組合の 地区）	(1) 主としてはえ縄漁業を営む漁業 (2) 主としてさし網漁業を営む漁業 (3) 主として一本釣り漁業を営む漁業 (4) 総トン数100トン以上の漁船でまぐろを釣る漁業 (5) (1)から(4)までに掲げる漁業以外の漁業

**鹿児島県告示第901号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地防災（農地保全整備事業（農地侵食防止））（旧：シラス対策）（農業用排水施設整備）新西方地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年 9 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成26年9月8日から同年10月7日まで
- 3 縦覧場所  
指宿市役所耕地林務課

**鹿児島県告示第902号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第1項の規定により、曾於市が行う土地改良事業団体営農山漁村活性化プロジェクト支援交付金柳井谷地区田尻換地区の換地計画に係る換地処分は、平成26年8月11日に行われた。

平成26年 9 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**北薩地域振興局告示第13号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年 9 月 5 日

北薩地域振興局長 萩 亮

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労支援施設お	薩摩川内市入来	社会福祉法人ウ	薩摩川内市入来	大園 章子	平成26年	就労移行

じゃったモール さつま川内館	町浦之名7100番 地 1	イズ福祉会	町副田6542番地 1		9 月 1 日	支援・就 労継続支 援 B 型
-------------------	------------------	-------	----------------	--	---------	-----------------------

## 公 告

### 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年9月5日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年9月5日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年 9 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J A 谷山フードモール（仮称）  
鹿児島市西谷山一丁目5番地

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 変更前 鹿児島県くみあい開発株式会社 代表取締役 東康弘  
鹿児島市鴨池新町15番地
- (2) 変更後 鹿児島県くみあい開発株式会社 代表取締役 中村茂三  
鹿児島市鴨池新町15番地

3 変更年月日

平成26年 6 月 30 日

4 届出年月日

平成26年 8 月 19 日

.....

### 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年 9 月 5 日

鹿児島県警察本部長 池田克史

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量  
指紋情報管理システム装置の賃貸借 一式
- (2) 借入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
入札説明書による。
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 借入期間  
平成27年 3 月 1 日から平成33年 2 月 28 日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

## (1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

## (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

## (3) 申請書類の受付期間

平成26年9月5日から同月16日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

## 4 入札の方法等

## (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (2) 入札書の提出場所

鹿児島県警察本部警務部会計課  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

## (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

## (4) 入札書の提出期限

平成26年10月16日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

## (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年10月17日午前11時  
イ 場所 鹿児島県警察本部警務部会計課入札室（警察本部庁舎3階）

## (6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 平成26年9月24日午後5時15分

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部警務部会計課調度係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

電話番号 099-206-0110（内線2232）

ファックス番号 099-206-5560

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:

Information management system for fingerprints:1Set

(2) DELIVERY PERIOD:

As shown in the specification book

(3) DELIVERY PLACE:

As shown in the specification book

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:15 p.m. 16 October 2014

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Finance Division

Police Administration Department

Kagoshima Prefectural Police Headquarters

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan

TEL 099-206-0110(ext.2232)

FAX 099-206-5560

## 人事委員会規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月5日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

### 鹿児島県人事委員会規則第5号

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表奄美市の部出先機関の款老人ホームの項を削り，同表南九州市の部本庁の款市長部局の項中「知覧特攻平和会館館長」を「知覧特攻平和会館館長 世界記憶遺産推進室長」に改め，同表さつま町の部本庁の款町長部局の項中「工事検査監 総務課長補佐 秘書人事係長」を「総務課長補佐（人事管理担当の者に限る。） 行政係長」に，同表教育委員会事務局の項中「総務課長補佐」を「教育総務課長補佐（人事管理担当の者に限る。）」に改め，同表大崎町の部本庁の款町長部局の項中「人事係長」を「人事給与係長」に改め，同表錦江町の部本庁の款町長部局の項中「総務チームリーダー」を「総務主幹」に改め，同表南大隅町の部本庁の款町長部局の項中「総務課主幹（人事管理担当の者に限る。）」を「総務課長補佐（人事管理担当の者に限る。）」に改め，同表に次のように加える。

指宿広域市 町村圏組合			事務局長
伊佐北始良 環境管理組 合			事務局長
伊佐北始良 火葬場管理 組合			事務局長
曾於北部衛 生処理組合			事務局長

附 則

この規則は，公布の日から施行する。